

第 201 回国会 衆議院 財務金融委員会 第 11 号 2020 年 04 月 10 日

○田中委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの日吉雄太です。

本日も、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

時間が余りないので、早速始めさせていただきます。

本日は、企業の開示制度、新型コロナウイルス感染症の影響下における企業の開示制度における対応、会計基準や監査基準、これの適用についての対応、これについて主としてお伺いさせていただきたいと思います。

四月の三日の日経新聞の朝刊の一面に「店舗・工場の減損見送り」「会計ルール弾力化」という記事が出ておりました。この中で、「会計ルールの適用を弾力化することでコロナに伴う業績悪化を和らげる。」、こういう記載がございます。

会計基準そのものは見直さないがというようなくだりもありますが、まず最初に質問させていただきます。この会計基準そのもの、また監査基準そのもの、これは見直さないということよろしいでしょうか。

○麻生国務大臣

はい、見直しません。答えはそれだけなんですけれども、もうちょっと丁寧に言わないかぬところなんでしょうけれども。

金融庁、会計ルール弾力化というのは、これは日本経済新聞の四月の三日の金曜日の記事を言っておられるんだと思いますけれども、閣議後の記者会見でもそれと似たような質問があったので。

現行の会計基準を変更したという事実は、これは全くありません。その上で、会計基準が変更されたのではなくて、今回のコロナ感染症の影響だけじゃなくて、いわゆる政府の緊急経済対策が今後実施されていくなども考慮に入れた上で、現行のいわゆる会計基準のもとで柔軟な判断を行ってほしいというので。

私どもとしては、いわゆる変更とかいうのではなくて、いろいろな形で、例えば東京証券取引所とか公認会計士協会とか経団連等々の関係者で連絡協議会というのを設けさせてもらって、認識や対応のあり方を共有するというにさせていただいて、そうした取組の中で決算とか監査とかいうものに対して適切な対応がとられるように努めてまいりたい、そういうことを申し上げさせていただいたということでもあります。

○日吉委員

今、大臣のお話の中で、柔軟な対応というお話でございました。

同じように、日経新聞にも、例えば工場とかホテル、店舗が休止すると将来の資金が生み出されないということで、減損処理をして損失を計上しなければいけない、こういった処理があります。それについて、「本来ならば減損処理が必要になりかねないが、機械的にルールを適用せず柔軟に対応することを認める方向だ。」というような、こういう書き方をされてお

りますが、この記事、これはそのとおりということによろしいですか。

○中島政府参考人（金融庁企画市場局長）

お答えいたします。

まさに今大臣から答弁したとおりでございますけれども、工場や店舗の減損処理、こうしたものについて、現行の会計基準を変更しないという前提のもとで、現下の状況を踏まえれば、企業の決算や監査を行うに際し、新型コロナウイルス感染症の影響だけではなく、政府の緊急経済対策が今後実施されていくということなども考慮に入れた上で柔軟な判断を行っていただくことが重要、そういう趣旨でございます。

○日吉委員

それは、柔軟な判断を行うと損失計上が全体として減る、こういう方向になる、そういうことを意図した意味合いでの柔軟な判断、こういうことでしょうか。

○中島政府参考人（金融庁企画市場局長）

まさに今議員御指摘のとおり、例えばコロナウイルスの影響で売上げが減るということだけ考えることに対して、仮に今後経済対策を実施していく中で将来的な売上げがふえるということも想定されるのであれば、そうしたことも踏まえて柔軟に判断をしていただくということになるかと思えます。

○日吉委員

売上げが減る、その一方で経済対策の影響を見ていく、これは当然のことかなというふうに思っております。

もう一つ、ゴーイングコンサーン、継続企業の前提についての注記というのが求められております。今後一年間企業が継続することに疑義が生じた場合には、それを財務諸表に注記をしなければなりません。

これについても、日経新聞で書いてあるんですけども、「画一的に運用すると多くの企業がこのルールに抵触する懸念が出てくる。このためコロナの拡大に伴う不透明感が漂うあいだは、すぐに適用しなくてよいようにする。」という記載があるんですけども、これは事実ですか。

○中島政府参考人（金融庁企画市場局長）

ゴーイングコンサーンについてのお尋ねですけれども、まず、企業は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、それらを改善、解消するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、財務諸表に所定の注記をする必要があるということになっております。

こうした所定の注記をするかどうかについては個々の企業の判断ということになりますけれども、この際にも、企業は、新型コロナウイルス感染症の影響だけではなく、政府の対策などを考慮に入れた上で、実態に応じた適切な判断をしていただくということを期待しているというものでございます。

○日吉委員

ということは、経済対策があれば当然それを事業計画に織り込んでいくということになると思うんですけども、そういう意味では、不透明感が漂う間だけはすぐに適用しなくてよ

いようにするという、何か、この記事を読みますと、画一的にこの注記、コロナの影響についての継続企業の前提の注記はしなくてもいいというふうに読めるんですけども、これは間違いということによろしいですね。

○中島政府参考人（金融庁企画市場局長）

新聞記事について、合っているとか間違っているということについて申し上げることは差し控えますけれども、いずれにいたしましても、個別企業ごとに実態に応じた適切な判断をしていただくということを期待をいたしております。

○日吉委員

判断をされないということなんですけれども、私の問題意識としては、この新型コロナウイルスの影響で、決算の作業というのも遅延していますし、監査においても大きな制約がある中で、本当に大変な状況だと思います。そういった意味では、さまざまな配慮というのを、これは、実施する上での配慮というのが必要かなと思っています。

しかし、会計基準の尺度自体を変えてしまうということには、非常にそれはまずいんじゃないかと思っています。例えば、壊れた体温計で熱をはかって、熱はなかったですとあって、それで過ごしていたら病気が悪化したとかということになるわけで、まずしっかりとした生の数字、実態を把握するということが非常に大事なことで、その実態がどうなのか、今までの基準どおりでそれは測定をした上で、それで悪いんだったら、じゃあどうしようかということで、政府が休業を要請しているのであれば、それに対して補償をすとか、そういった適切な判断をする、その事実、これを認定する、その尺度、物差しを変えてはいけないのではないのかなというふうに強く思っております。

そんな中で、多分これは会計基準自体は変えない、監査基準自体は変えないということなんですけれども、減損であれゴーイングコンサーンであれ、将来の事業計画、どれだけ利益を生み出すのかという、これを企業は見積もらなければならないんですけれども、その見積りの仕方、これをどういうふうに見積もっていくのかということが非常に今問われているのではないのかなと思っています。

この見積りの精度、これを今よりも緩和するということが前提にしているのか、その見積りの精度は今までと同じなのかどうか、このあたり、教えてください。

○中島政府参考人（金融庁企画市場局長）

まさに、議員御指摘のとおり、会計の基準あるいは基本的な考え方自体を変更するものではないといった上で、また、御指摘のとおり、例えば固定資産の減損などに関しては、さまざまな会計上の見積りを行うことが必要となってまいります。

こうした会計上の見積りを含む会計基準、会計上の見積りを行う上での基本的な考え方を変更することは考えていない一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実務上のあり方というものについては、先ほど大臣から御説明いたしました、関係者による連絡協議会の場などにおいても議論をしてまいりたいというふうに考えております。

○日吉委員

その関係者による連絡協議会というのも、この日経の記事によると、会計基準そのものは見直さないが、現行のルールを弾力的に適用できるよう関係者で認識をすり合わせる、こう

いう書き方をされていますけれども、これがもし、見積りの精度をこれまでよりもレベルを落としていくというようなことを行うというのであれば、これは、みんなである意味粉飾決算しましょうというようなことにつながりかねないわけですね。だからこそ、こここのところは非常に注意深く対応していかなければいけないなというふうに思っております。

この見積りというのも、例えば、人に例えて言うなら、PCR検査をして陰性だったというんだったら、まあ陰性だろうと思う、これまではそうでした。しかし、PCR検査をできないときに、問診だけで陰性だ、こういうふうに判断してしまうというような、こういった精度を落とすようなことというのはしてはいけなくて、たとえPCR検査ができなかったとしても、問診だけではなく、熱をはかったり、さまざまなことを行った上で、PCR検査と同じぐらいの精度をもって診断する、こういうようなことが求められるのかなど。

これも、企業においても同じことが言えるんじゃないのかなということ、この見積りの精度を落とさないようにしなければいけないなというふうに思うんですけれども、麻生大臣、この点、どう考えられますか。

○中島政府参考人（金融庁企画市場局長）

見積りの精度、どういった定義かによるかと思えますけれども、いずれにいたしましても、適切な開示を行っていく、適切な監査を行っていただく、これは非常に重要であるというふうに考えております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響だけではなく、例えば、政府の緊急経済対策が今後実施されていくということも考慮に入れた上で柔軟な判断を行っていく、こういうことを求めていきたいというふうに考えております。

○日吉委員

政府の緊急対策は、金額をふやしていただければ、多分、ゴーイングコンサーンの注記をする企業も減るとは思うんですけれども、そういった中で、やはり基準とか、会計の適用を変えてしまうと、こういった中でも業績のいい企業はあるわけですね、そういった企業は、自分たちまでも緩和した基準で会計をしていると思われたくないわけですね。そういった不公平も生じてしまいますし、仮に、会計士としての立場から申し上げますと、ここで監査の対応を柔軟にしてしまったことによると、今後、では、コロナが終わったときに、終息したときに、あのときは柔軟な対応をしてもらえたのになぜ今柔軟な対応ができないんですかとか、こういったことにもつながってきまして、将来に禍根を残すということになります。

そうではなくて、今、決算がおくれている、そういった監査が重大な制約があるという意味では、その決算の手続を延ばしてもらおうとか、そういった対応というのがやはり大きく必要になると思うので、今は個々でそういった対応ができているという状況ではありますけれども。

先日、会計士協会から会長の声明が出ておりました。その中で、ちょっと読ませていただきますと、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の提出等について、その期限を一律に延長することが可能となる対応及び会社法に基づく定時株主総会の開催時期についても、特に計算関係書類の報告期限についても一律に延期することが可能となる対応が必要と考えます、こういった声明が出ていますが、一律に延長する、こういった手続を行い得るかどうか、

こういった点について金融庁と法務省にお伺いします。

○中島政府参考人（金融庁企画市場局長）

お答えいたします。

有価証券報告書の提出期限については、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務局長の承認により提出期限を延長することを認めることとし、その旨を金融庁及び各財務局のウェブサイトにおいて二月十日に公表をしているところでございます。

これらの対応については、先ほど来申し上げております連絡協議会においても情報を共有しているところでございますけれども、さらに、今御指摘の、有価証券報告書等について企業側が個別の申請を行わずに一律に提出期限を延長するといったことについては、これも、今後、この連絡協議会においてよく議論をしまいたいというふうに考えております。

○竹内政府参考人（法務省大臣官房審議官）

お答えいたします。

会社法上、取締役は、計算書類を定時株主総会に提出し又は提供した上で、当該計算書類の内容を定時株主総会に報告しなければならないなどとされております。

他方で、定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないと定められておりますが、事業年度の終了後三カ月以内など、特定の時期に定時株主総会を開催することが求められているものではありません。

定時株主総会の開催時期に関する定款の定めがある場合でも、今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じたときは、その状況が解消された後、合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りると考えられます。

また、定款において、定時株主総会における議決権行使のための基準日を事業年度の末日と定めている会社もあるものと承知をしております。会社法上、基準日株主が行することができる権利は当該基準日から三カ月以内に行行使するものに限られておりますが、定款で定められた基準日から三カ月以内に定時株主総会を開催することができない状況が生じたという場合には、会社は新たに議決権行使のための基準日を定めて、所定の公告をすることによって、後の時期に定時株主総会を開催することができると考えられます。

したがって、定款で定めた時期に定時株主総会を開催するか否かにつきましては、基本的には、今後の新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、各会社において御検討いただくべき事柄であると考えておりますが、法務省におきましては、これらの検討をする際の参考にしていただくため、定時株主総会の開催についてのこれらの考え方をホームページに掲載して、公表しているところでございます。

○日吉委員

法務省さんにもう一度確認なんですけれども、この手続を行わないで、一律に何か認められる方法、こういったことは何か検討されていますか。

○田中委員長

既に持ち時間が経過しておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○竹内政府参考人（法務省大臣官房審議官）

お答えいたします。

もともと株主総会の時期が一律に定まっているものではございませんで、仮に定款で定めた時期に定時株主総会を開催するか否かにつきましては、基本的には、今後の感染症の影響等も踏まえていただいて、各会社において御検討いただくべき事柄であると考えております。

○日吉委員

時間が参りましたので終わりますが、最後に一言だけ。

やはり、新型コロナウイルスの感染症の対策として丁寧に対応していただきたいのと、それともう一方で、公正性を保つ対応もしっかりと行っていただきたいと思います。

ありがとうございました。